

石川県立羽松高等学校同窓会会則

第一章 名称・目的・事業

- 第一条 本会は石川県立羽松高等学校同窓会と称す。
- 第二条 本会は石川県立羽松高等学校（以下母校と称す）と密接な連携を保ち、その発展を推進し、会員相互の親睦と協力を深めその福祉増進をはかり、会誌、名簿を発行し、その他会の目的を達するに必要な事業を行うものとする。
- 第三条 本会の事務局は母校内におく。

第二章 会 員

- 第四条 本会の会員を次の通りにする。
- ①正会員 一、石川県立羽松高等学校卒業生
二、石川県立羽咋高等学校定時制卒業生・修了生
三、石川県立羽咋高等学校定時制専攻科卒業生
- ②特別会員 母校の職員および旧職員
- ③賛助会員 本会の趣旨に賛同する個人又は団体
- 第五条 本会の経費をまかなうために会費を徴収し、寄付を受け入れることができる。
- 第六条 正会員は入会費を納めるものとし、その額は総会において決定する。

第三章 役員及び任務

- 第七条 本会に次の役員をおく。
- | | | | |
|------|-------------|----|----|
| ①会 長 | 一 名 | 任期 | 二年 |
| ②副会長 | 若干名 | 〃 | 二年 |
| ③会 計 | 一 名 | 〃 | 一年 |
| ④監 事 | 二 名 | 〃 | 一年 |
| ⑤評議員 | 卒業年度ごとに三名以内 | | |
| ⑥幹 事 | 二 名 | 〃 | 一年 |
| ⑦顧 問 | 若干名 | 〃 | 一年 |

なお、その地位による役員は転退職によって自動的に退任し、後任者が残る任期を引きつぐものとする。

- 第八条 会長、副会長、会計、監事、幹事は総会において選任し、その他の役員は会長の委嘱によるものとする。
- 第九条 会長は会務を統理し、すべて会議を司会する。
副会長は会長を補佐し、会長が事故の時これを代行する。
会計は会計業務全般を行う。

監事は会計を監査する。

評議員は評議会を構成し、重要事項を議決する。

幹事は重要事項について、会長の諮問に答える。

第四章 会 議

第十条 総会

イ. 通常総会 毎年六月招集し、次の事項を議決する。

①会務の報告及び事業計画

②決算・予算

③役員選挙

④その他必要事項

ロ. 臨時総会 会長が必要に応じて招集する。

第十一条 評議員会

会長は総会にはかる議案について評議員会の議決を求めるものとする。

第十二条 会議はすべて出席者の過半数を持って決する。賛否同数の時は議長が決定する。

第五章 会則の改廃、その他

第十三条 この会則は総会によって変更することができる。

第十四条 会員の要望に応じて支部をおくことができる。

第六章 慶弔規定

第十五条 五役の役員の2親等以内の同居家族及び血族の1親等の死去 10,000円

第十六条 五役の役員の死去及び役員が喪主の場合 10,000円

又は生花半面

付 則 昭和四十六年七月二十五日施行

平成四年十月二十四日 第六条改正

平成二十六年十一月三日 第九条、第十条改正

平成二十八年十一月三日 第七条、第八条改正、第十五、第十六条施行

平成二十九年十一月三日 第七条、第八条、第九条改正

令和 四年 六月五日 第十条改正